

(様式10)

募集要項等に関する質問に対する回答
令和5年11月22日

様式10-1実施方針（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
1	募集要項	18	第4	5				参考資料	提案図面作成のためDWGで作図されている全ての計画図面について貸与頂けないでしょうか。	市が事前に検討した資料(基本設計関連)のCADデータを可能な範囲で参考資料の追加資料として貸与します。	
2	実施方針	6	第4	1	(3)	②		既設ポンプ場	第1回実施方針に係る質疑回答No. 19, 21にて「電気室は設備のみの撤去である」旨の回答とされていますが、実施方針では「※盤撤去に伴う。床補修を含む」とされています。床補修は不要と判断してよろしいでしょうか。床補修が必要であれば、範囲、仕様をご提示戴けますでしょうか。盤撤去跡のみで、全面補修・貼り替えは不要でしょうか。また基礎は存置したままでよろしいでしょうか。	床補修は必要です。範囲は電気室と自家発電機室とします。設備撤去後の仕様は下記です。 基礎部・防油堤:補修後レベルが1FLとなるように既設コンクリート撤去したうえで表面コンクリート直均し ビット部:編鋼板で蓋掛け	
3	実施方針	1	第1	1	(5)			表1事業範囲の概要	実施方針に関する質問に対する回答11月6日のNO. 1にてアスベストの撤去に関わる金額は提案価格の上限額に含むと回答されています。受領した資料に、アスベストの数量が明記されていないため、アスベスト撤去費・産廃処分費を積むことができません。根拠となるアスベストみなし含有と判定された建材の部位ごとの数量をご教示ください。	アスベストみなし含有として、当初のアスベスト撤去の対象数量(箇所、計上すべき対策方法)が分かる資料を参考資料の追加資料として貸与します。その他の建材等は、受託後の事業者による調査とし、アスベスト含有となった場合は、対策費に関して、協議の対象とします。	
4	実施方針	1	第1	1	(5)			表1事業範囲の概要	実施方針に関する質問に対する回答11月6日のNO. 1にてアスベストの撤去に関わる金額は提案価格の上限額に含むと回答されています。受領した資料に、詳細なアスベスト撤去範囲が明記されていないため、アスベスト撤去に伴う撤去対策費(養生・仮設備)を積むことができません。撤去対策費(養生・仮設備)の根拠となる数量・撤去範囲が分かる資料をご教示ください。	回答No3を参照してください。	
5	実施方針	1	第1	1	(5)			表1事業範囲の概要	アスベストみなし含有と判定された建材の部位ごとの数量のご回答を頂けなかった場合、応札時の想定数量と実数量の差異は、金額変更を伴う設計変更との理解でよろしいでしょうか。	回答No3のとおり、提案時における対象数量を提示します。なお、実数量との差異が生じた場合は、協議対象とします。	

様式10-1実施方針（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
6	実施方針	1	第1	1	(5)			表1事業範囲の概要	アスベスト撤去対策費（養生・仮設備）の根拠となる数量・撤去範囲が分かる資料のご回答を頂けなかった場合、応札時の想定数量と実数量の差異は、金額変更を伴う設計変更との理解でよろしいでしょうか。	回答No5を参照してください。	
7	実施方針	8	第5	1				疑義の内容	実施方針に関する質問に対する回答11月6日のNO.10において「回答No.7を参照してください。」との回答をいただきましたが、貴市からご提供いただいた地質調査報告書（柱状図や地層推定断面図等）から、契約後に設計に影響する差異が生じた際は、別紙-1 リスク分担に関する基本的な考え方 No.36 ○4に該当するもの（事業者の帰責事由によらない場合は、協議のうえ、金額変更を伴う設計変更が可能）との理解でよろしいでしょうか。	市が提供した地質調査報告書（柱状図や地層推定断面図等）から、契約後の調査等により設計に影響する差異が生じた際は、別紙-1 リスク分担に関する基本的な考え方 No.36 ○4にあるように、必要な協議を行うものとします。	
8	実施方針	7	第4	1	(3)	③		既設場内配線配管	汚濁処理施設、既設ポンプ場が休止した後には不要となる場内配管配線は撤去対象となる取りますが、新設ポンプ棟構築時支障となる配管、配線の撤去は不可能となるため構築できないと判断された場合、配線の移設費用は協議の上変更と理解してよろしいでしょうか。	協議の対象とします。	
9	実施方針	11	第3	1				別紙-1 リスク分担に関する基本的な考え方 工事費増大	撤去項目(アスベスト等)の不明瞭な数量においては開示して頂きたいと考えます。 建設業法第20条第3項の行為事例においても不明確な工事内容の提示等、曖昧な見積条件により受注予定者に見積依頼をした場合の事例もありますので開示願います。	ご意見として伺います。なお、数量不明瞭としてご質問いただいたNo3とNo4に関しては、回答しておりますので、ご参照ください。	
10	実施方針	11	第3	1				別紙-1 リスク分担に関する基本的な考え方 工事費増大	10月の見学会時に受領した汚水処理場、既設ポンプ場の完成図等を確認いたしました。その当時の仮設図を開示して頂けないでしょうか。構築時、当時の矢板等が出現し施工変更を余儀なくされた場合、協議の上変更と理解してよろしいでしょうか。	前段:既設ポンプ場の仮設図は現存していません。守口処理場A系施設の実設計図(土工図)は参考資料の02既設図面¥03守口処理場¥A系水処理施設を参照してください。 後段:協議の対象とします。	

様式10-1実施方針（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
11	実施方針	11	第3	1			NO. 34	別紙-1 リスク分担に関する基本的な考え方 完了遅延	10月の見学会時、汚泥処理棟、重力濃縮槽周辺に電柱、マンホール、配管材及び廃棄物置き場が残置されていましたが、施工開始までに撤去されていると理解してよろしいでしょうか。	電柱、マンホール、配管材等の資材類は、施工開始までに市にて撤去します。廃棄物置き場は、本事業の実施に当たって支障となる場合は、事業者にて撤去してください。廃棄物置き場の復旧は本事業には含みません。	
12	実施方針	11	第3	1			NO. 34	別紙-1 リスク分担に関する基本的な考え方 完了遅延	10月の見学会時、汚泥処理棟、重力濃縮槽周辺の施工基面が舗装されていましたが、撤去されていると理解してよろしいでしょうか。	汚泥処理棟、重力濃縮槽周辺の舗装は、別工事にて撤去する範囲と撤去しない範囲があります。別工事にて撤去する範囲は参考資料の追加資料として貸与します。 なお、別工事の出来高により上記範囲を変更することがあり、その場合は本事業着手後に協議対象とします。	
13	実施方針	11	第3	1			NO. 36	別紙-1 リスク分担に関する基本的な考え方 工事費増大	搬入、搬出口には交通整理員を配置し、交通の危険防止に対処する考えでおりますが、警察協議により交通誘導員の配置が義務付けられた際は、追加の交通誘導員は設計変更と理解してよろしいでしょうか	協議の対象とします。なお、工事車両は守口処理場出入口までに世木公園内の仮設道路を通行する必要があります。世木公園の搬入用経路図を参考資料の追加資料として貸与します。	
14	実施方針	11	第3	1			NO. 32	別紙-1 リスク分担に関する基本的な考え方 計画・設計変更	工事車両の出入口が要求水準書に記載されていますが、放流渠撤去時の外部への搬入・出口がありませんので受注後その他のゲートを使用させて頂くことが可能でしょうか。	契約後の協議とします。	
15	実施方針	11	第3	1			NO. 40	別紙-1 リスク分担に関する基本的な考え方 土壌汚染等	新設ポンプ棟及び既設ポンプ棟撤去時に当時施工された際のコンクリートガラ、支障物等が出現された場合、数量清算による変更と理解してよろしいでしょうか。	協議の対象とします。	

様式10-2募集要項（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
1	募集要項 様式集	13	第3	5	(2)	イ		申請書の作成について	ご提出させていただく副本は、印鑑証明書等もふくめすべて写しでよろしいでしょうか。それとも原紙でしょうか。ご教示願います。	副本は写しで構いません。	
2	様式4							建設企業の専任技術者を証明する書類	提出書類は建設業許可申請第八号（1）又は（2）（第三条関係）の提出を求めています。専任技術者証明書は営業所の専任技術者の変更のたびに変更のあるもののみ申請先に提出していますので、全営業所分の証明書といえるものはないため、今回の申請にあたっては、最新の専任技術証明書と第二十二号の二（第八条、第九条関係）とそれに付随する別紙四「専任技術者一覧」の提出でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
3	様式4							参加資格確認申請書	参加資格要件の確認に必要な書類のうち、実績を証明する書類（例：契約書、仕様書、図面の写し等）は両面印刷にてご提出可能でしょうか。	可能です。	
4	募集要項	7	第3	4	(3)	①	ウ	設計業務の実績	設計業務の実績を証明する書類として、仕様書、テクリスに記載されていない場合、設計の完成図書（図面など）でもよろしいでしょうか。	業務計画書（変更契約している場合は変更後版）、報告書、図面等で実績を確認できる箇所の写しであれば構いません。	
5	募集要項	8	第3	4	(3)			共通の参加資格	参加表明書に関する配置予定技術者について、申請に必要な資格者証の名称をご教示ください。	主任技術者または監理技術者となるための要件（資格等）を確認することのできる資料です。必要な要件は建設業法、同法施行令・施行規則を確認してください。なお、監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証の写しでも構いません。	
6	募集要項	8	第3	4	(3)			共通の参加資格	事業開始後に配置技術者が退職等やむを得ない事情で変更する場合、事業者が提案書類に記載した配置技術者の実績を有していない技術者しか配置することは認められるのでしょうか。変更が認められない場合、どのようなペナルティーが考えられるかご教示ください。	原則として提案書類に記載した配置技術者と同等の技術者以外への変更は認めないこととなります。提案書類で提案した実績と同等の技術者を配置できない場合のペナルティーは、具体的な事象に応じて判断します。	

様式10-2募集要項（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
7	募集要項	10	第3	5	(1)	イ		参考資料の貸与 申込	現場見学時にCDで受領した参考資料のうち、01計画書-04基本設計図書フォルダーに「02基本設計図」の図面を提供いただいておりますが、CADデータの提供をお願いいたします。	実施方針への回答No1を参照してください。	
8	募集要項	10	第3	5	(1)	イ		参考資料の貸与 申込	現場見学時にCDで受領した参考資料のうち、02既設図面-05貯留管揚水ポンプ井フォルダーに「1338_平成18年度_貯留管揚水ポンプ井築造工事 出来形図」、02既設図面-07大枝寺方線フォルダーに「R2_11月_大枝寺方線築造工事(その1)」の図面を提供いただいておりますが、現状の貯留管揚水ポンプ井の機械・電気設備図面の提供をお願いいたします。	貯留管揚水ポンプ井の機械設備工事と電気設備工事の完成図書を、参考資料の追加資料として貸与します。	
9	募集要項	10	第3	5	(1)	イ		参考資料の貸与 申込	現場見学時にCDで受領した参考資料のうち、02既設図面-07大枝寺方線フォルダーの「R2_11月_大枝寺方線築造工事(その1)」では、南寺方幹線及び大枝寺方幹線から守口調節池に自然流下で流入する構造になったと思われませんが、現在の貯留管揚水ポンプ井内ポンプの運用方法についてご教示願います。	貯留管揚水ポンプ井内ポンプは、南寺方幹線及び大枝寺方幹線の管内残留水を既設寺方ポンプ場に送水するため使用しています。	